

防府市上下水道局低入札価格調査実施要領

1 趣旨

防府市上下水道局における工事又は製造の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に関し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合における手続き、その他の必要な事務取扱について定めるものとする。

2 低入札価格調査基準価格の設定

工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

ただし、防府市上下水道局建設工事最低制限価格制度実施要領第3条に規定されている最低制限価格が設定されたものを除く。

(1) 土木系工事（土木等一般工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の10/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費の7.5/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て。）を合計。）を次の①又は②のとおり切り上げた価格とする。

① 設計額が3,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。

② 設計額が3,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。

(2) 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋機器単体費※の9.55/10＋共通仮設費の10/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費の7.5/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て。）を合計。）を2－(1)－①又は②のとおり切り上げた価格とする。

※機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認

（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

（３） 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費＋共通仮設費の $10/10$ ＋現場管理費の $9/10$ ＋一般管理費の $7.5/10$ 」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て。）を合計。）を $2-(1)-①$ 又は $②$ のとおりに切り上げた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（円未満切捨て。）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額（円未満切捨て。）

３ 調査基準価格の確定

予定価格の調定者は、本制度の対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、調査基準価格を算出し、予定価格調書の下部に低入札価格調査基準額（調査基準価格に 100 分の 110 を乗じて得た額をいう。）及び低入札価格調査基準額の 110 分の 100 の額を記載するものとする。

４ 入札参加者への通知

設計図書配付の際に、入札心得の条文を添付するとともに、低入札価格調査制度が適用されていることを周知するものとする。

５ 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して調査基準価格を下回る入札があったため落札決定を保留し、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、落札者は後日

決定する旨を伝える。

6 調査の実施

工事主管課は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合、その価格によっては「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められるか否かについて、次の内容により、必要に応じて入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

なお、調査方法等については、別に定める「防府市上下水道局低入札価格調査マニュアル」に基づくものとする。

また、別に定める「防府市上下水道局低入札価格調査判断基準」第2の(1)「判断基準額」を適用する工事については、③から⑤、⑦から⑨、⑪から⑬の調査を省略するものとする。

- ① その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。）
- ② 手持工事の状況
- ③ 手持資材の状況
- ④ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑤ 手持機械数の状況
- ⑥ 労務者の具体的供給見通し
- ⑦ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑧ 経営内容
- ⑨ 建設副産物の搬出地
- ⑩ ①から⑨までの事情聴取した結果について調査検討
- ⑪ ⑦の公共工事の成績状況
- ⑫ 経営状況 取引金融機関、保証会社等へ照会
- ⑬ 信用状態 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他
- ⑭ その他の必要な事項

7 判断基準

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断は、「防府市上下水道局低入札価格調査判断基準」に基づ

き行うものとする。

8 調査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置

工事主管課長は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは入札執行者に通知し、入札執行者は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対し落札の決定があった旨の通知をする。

なお、適合した履行がされると認められる最低価格入札者が2人以上ある場合は、防府市上下水道局発注工事等競争入札執行事務要綱第8条第6項の規定によるくじ引きを行うものとする。

9 調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

工事主管課長は、調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面（第1号様式）を作成し、第2号様式により指名業者審査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

10 指名業者審査委員会の審査及び意見の提示

指名業者審査委員会は、工事主管課長から意見を求められたときは、審査を行い、書面（第3号様式）によって意見を提示するものとする。

11 指名業者審査委員会の意見に基づく落札者の決定等

(1) 工事主管課長は、指名業者審査委員会の委員から提示された意見が工事主管課長等の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であり、又は、当該意見を容認するものである場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とし、入札執行者に通知する。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、6以降と同様の手続きによる。

(2) 次順位者を落札者とする場合

入札執行者は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、直ちに最低価格入札者に対

しては落札者とし、しない旨の通知をする。次順位者を落札者と決定したときは、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった（落札の決定があった）旨の通知をする。

12 最低価格の入札者を落札者とし、しないことができる契約

予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負契約とする。

13 公表

(1) 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、調査基準価格及び入札者全員の入札金額を入札検査室において閲覧に供するとともに、入札情報公開システムに掲載するものとする。

(2) 次順位者を落札者とした場合は、その理由を11(2)により通知した日の属する年度及びその翌年度の間、入札検査室において閲覧に供するものとする。

14 総合評価方式による入札における取扱い

総合評価方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の本要領の規定の適用については、4、8、9、11中「最低価格入札者」とあるのは「調査基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と、11(1)中「他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）」とあるのは、「他の者のうち評価値の最も高い者」と、11、13中「次順位者」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年１０月１日から施行し、同日以降に指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成２９年１月１７日から施行し、同日以降に指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行し、同日以降に指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和４年４月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和４年１０月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和８年５月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告するものから適用する。

第 1 号様式

低入札価格調査の実施概要

工 事 番 号
工 事 名
入 札 執 行 日
調 査 対 象 者
入 札 金 額
調査基準価格
判 断 基 準 額

調 査 項 目	調 査 結 果
1 当該価格で入札した理由	
2 入札金額の積算内訳	
3 手持工事の状況	
4 手持資材の状況	
5 資材購入先及び購入先と入札者との関係	
6 手持機械数の状況	
7 労務者の具体的供給見通し	
8 過去に施工した公共工事名及び発注者	
9 建設副産物の搬出地	

調査の結果及び意見

年(年) 月 日

(宛先) 指名業者審査委員会委員長

工事主管課長

低入札価格等の審議及び意見について（依頼）

低入札価格に該当すると認められる下記の工事について、「防府市上下水道局低入札価格調査実施要領」第6の規定により調査しましたので、同要領第9及び防府市上下水道局会計規程第114条の規定に基づき、委員の意見を求めます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 入 札 執 行 日
- 4 設 計 金 額
- 5 調 査 基 準 価 格
- 6 入 札 金 額
- 7 調 査 の 結 果 及 び 意 見 を 記 載 し た 書 面 （ 第 1 号 様 式 ）
- 8 添 付 書 類
（入札執行調書・設計書・調査報告書等）

第3号様式

年(年) 月 日

(宛先) 工事主管課長

指名業者審査委員会委員長

低入札価格等の審議及び意見について（回答）

年 月 日付けで依頼のあった、下記の工事について審査の結果、入札書で提示された金額では工事設計書が意図していた内容に適合した契約の履行がされないおそれがあると認められます。

記

1 工 事 名

2 工事場所

低入札価格調査基準額の算出調書（土木等一般工事）

- | | | |
|---|--------------------------|-----------|
| 1 | 工事番号 | 第 _____ 号 |
| 2 | 工事名 | _____ 工事 |
| 3 | 入札書比較価格
(消費税額等を除いた価格) | _____ 円 |
| 4 | 算出基礎額 | |

(直接工事費の10/10+共通仮設費の10/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7.5/10)

直 接 工 事 費		円 (a)
直接工事費(a)の10/10(円未満切捨て)		円 (b)
内 訳		
共 通 仮 設 費		円 (c)
共通仮設費(c)の10/10(円未満切捨て)		円 (d)
内 訳		
現 場 管 理 費		円 (e)
現場管理費(e)の9/10(円未満切捨て)		円 (f)
内 訳		
一 般 管 理 費		円 (g)
一般管理費(g)の7.5/10(円未満切捨て)		円 (h)
内 訳		
合計 (b) + (d) + (f) + (h)		円①

5 調査基準価格

※設計額が3,000万円以上の場合：①を10万円未満切上げ

3,000万円未満の場合：①を1万円未満切上げ

円②

6 低入札価格調査基準額

$$(\textcircled{2} \times 1. \quad 1 \ 0)$$

円

7 低入札価格調査基準額の100/110

(②と同額)

--	--

低入札価格調査基準額の算出調書（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 入札書比較価格 円
(消費税額等を除いた価格)

4 算出基礎額

(直接工事費の10/10+機器単体費の9.55/10+共通仮設費の10/10+
現場管理費の9/10+一般管理費の7.5/10)

直 接 工 事 費		円 (a)
直接工事費(a)の10/10(円未満切捨て)		円 (b)
内 訳		
機 器 単 体 費		円 (c)
機器単体費(c)の9.55/10(円未満切捨て)		円 (d)
内 訳		
共 通 仮 設 費		円 (e)
共通仮設費(e)の10/10(円未満切捨て)		円 (f)
内 訳		
現 場 管 理 費		円 (g)
現場管理費(g)の9/10(円未満切捨て)		円 (h)
内 訳		
一 般 管 理 費		円 (i)
一般管理費(i)の7.5/10(円未満切捨て)		円 (j)
内 訳		
合計 (b)+(d)+(f)+(h)+(j)		円①

5 調査基準価格

※設計額が3,000万円以上の場合：①を10万円未満切上げ

3,000万円未満の場合：①を1万円未満切上げ

円②

6 低入札価格調査基準額

(②×1.10)

円

7 低入札価格調査基準額の100/110

(②と同額)

円

低入札価格調査基準額の算出調書（営繕系工事）

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 入札書比較価格 円
(消費税額等を除いた価格)

4 算出基礎額
(1) 設計図書上の直接工事費 円(α)
(2) 設計図書上の現場管理費 円(β)
(3) 現場管理費相当額

ア：□	イを除く営繕系工事 (α)の1/10(円未満切捨て)
イ：□	営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門 工事業者を対象とした工事 (α)の2/10(円未満切捨て)
	円(γ)

(直接工事費＋共通仮設費の10/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費の7.5/10)

直接工事費：(α)－(γ)		円(a)
内 訳		
共 通 仮 設 費		円(b)
共通仮設費(b)の10/10(円未満切捨て)		円(c)
内 訳		
現場管理費：(β)＋(γ)		円(d)
現場管理費(d)の9/10(円未満切捨て)		円(e)
内 訳		
一 般 管 理 費		円(f)
一般管理費(f)の7.5/10(円未満切捨て)		円(g)
内 訳		
合計(a)＋(c)＋(e)＋(g)		円①

5 調査基準価格

※設計額が3,000万円以上の場合：①を10万円未満切上げ

3,000万円未満の場合：①を1万円未満切上げ

円②

6 低入札価格調査基準額

(②×1.10)

円

7 低入札価格調査基準額の100/110

(②と同額)

円